komatsumateRe

第113期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時

開催場所

小松マテーレ株式会社本社
石川県能美市浜町ヌ167番地

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

小松マテーレ株式会社
証券コード:3580

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は本年度も、変化の大きい経営環境の中で、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

このたび、当社第113期定時株主総会を開催するにあたり、招集ご通知をお届けいたします。

今後とも、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

小松マテーレ株式会社
代表取締役社長

コーポレートスローガン

Art in Technology
-芸術の工業化-

私たちは“驚き”と“感動”があふれれる
新素材を創造し続ける
「化学素材メーカー」を目指します

3つの企業理念

人々の感動を
創造します

地球・社会に
貢献します

社員と共に
成長します

（証券コード　3580）
2025年６月３日
（電子提供措置の開始日 2025年５月29日）

株　主　各　位

石川県能美市浜町ヌ167番地
小松マテーレ株式会社
代表取締役社長　中　山　大　輔

第113期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第113期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト https://www.komatsumatere.co.jp/ir/meeting/

　また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」ご選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。
　　東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただけますようお願い申しあげます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、３ページ記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、書面またはインターネット等にて**2025年６月19日（木曜日）午後５時**までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2025年６月20日（金曜日）　午前10時　（午前9時30分開場）
2．場　　所　石川県能美市浜町ヌ167番地
小松マテーレ株式会社　本社
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3．目 的 事 項

報告事項
１．第113期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第113期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

〜〜

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「4．会計監査人の状況」及び「5．会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」及び「計算書類に係る会計監査人の監査報告書」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、当該書面は事業報告、連結計算書類及び計算書類から除いた上記事項とともに会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎当社では、2025年６月３日（火）より６月10日（火）まで、株主の皆様からのご質問・ご意見をお受けいたします。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。ご質問・ご意見の受付につきましては、当社メールアドレス（113soukai@komatsumatere.co.jp）まで、株主番号・氏名をご記入のうえ、お寄せいただきますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等の株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、速やかに当社ホームページにてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席される場合

株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

株主総会開催日時

2025年６月20日（金曜日）午前10時〔午前9時30分開場〕

当日ご出席されない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限

2025年６月19日（木曜日）午後５時到着分まで

インターネット等によるご行使

次頁の案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月19日（木曜日）午後５時行使分まで

詳細につきましては次頁をご覧ください。▶

議決権行使の取り扱いについて

(1) 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
(2) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。
(3) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

インターネット等による議決権行使について　0120-652-031（午前9時～午後9時）

その他のご照会　0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使期限 **2025年6月19日（木曜日）午後5時行使分まで**

スマートフォン等による議決権行使（「スマート行使®」による方法）

QRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となります。

1 **QRコードを読み取り、「議決権行使へ」ボタンをタップ**

同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

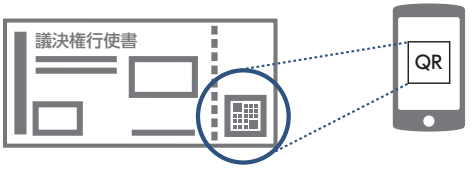

2 **画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。**

⚠ スマート行使®による方法での議決権行使は1回に限ります。スマート行使®によって行使した各議案の賛否を修正される場合には、下記の「パソコン等による議決権行使」をご確認ください。

パソコン等による議決権行使

1 **議決権行使ウェブサイトへアクセス**

議決権行使ウェブサイトURL：https://www.web54.net

2 **「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、「ログイン」**

3 **画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。**

議決権行使書用紙イメージ（裏）

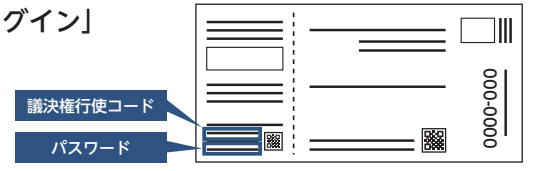

⚠ 「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
※インターネットによる議決権行使を選択される場合、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
※スマートフォン・パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせは前頁記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純利益の40％以上を目安としながら、これを達成すべく収益基盤の強化・向上を図ってまいりました。

当期の期末配当金額については、１株につき13円（普通配当）とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金12円を加えました当期の年間配当金につきましては、前期比３円の増配となる１株当たり25円となります。

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金13円
　　総額　517,269,935円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2025年６月23日

第２号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第２９条第２項を変更案第３０条第２項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章 総則	第１章 総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関の設置）	（機関の設置）
第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関を置く。	第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人の機関を置く。
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章 株式	第２章 株式
第６条～第８条　（条文省略）	第６条～第８条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（単元未満株式の権利） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利 （４）次条に定める請求をする権利	（単元未満株式の権利） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利 ４．次条に定める請求をする権利
第10条～第12条　（条文省略）	第10条～第12条　（現行どおり）
第３章 株主総会	第３章 株主総会
第13条～第19条　（条文省略）	第13条～第19条　（現行どおり）
第４章 取締役および取締役会	第４章 取締役および取締役会
（定員） 第20条 当会社の取締役は12名以内とする。	（定員） 第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とする。
（新　設）	２ 当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任） 第21条 取締役は株主総会において選任する。	（選任） 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3　（現行どおり）
（任期） 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	（削　除）
（新　設）	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第23条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
2 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長2名以内、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。	2　（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（取締役会の招集権者および議長） 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議方法） 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議方法） 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。
2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。
（報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第29条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり）
2 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第30条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）
第５章 監査役および監査役会	（削　除）
（定員） 第31条 当会社の監査役は５名以内とする。	（削　除）
（選任） 第32条 監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期） 第33条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第35条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。	（削　除）
（報酬等） 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第39条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第５章 監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員）
	第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知）
	第33条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法）
	第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会の議事録）
	第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。
第６章 会計監査人	第６章 会計監査人
第40条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）
（任期）	（任期）
第41条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第37条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 前項の定時株主総会において別段の決議がないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	２　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第７章 計算	第７章 計算
第42条～第44条　（条文省略）	第38条～第40条　（現行どおり）
（新　設）	附　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条 当会社は、第113期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)９名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（９名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）９名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名			現在の当社における地位
1	再任	佐々木（ささき） 久衛（ひさえ）			代表取締役会長
2	再任	中山（なかやま） 大輔（だいすけ）			代表取締役社長
3	再任	米谷（こめたに） 俊泰（としやす）			常務取締役
4	再任	小川（おがわ） 直人（なおと）			常務取締役
5	新任	中村（なかむら） 重之（しげゆき）			上席執行役員
6	再任	大西（おおにし） 洋（ひろし）	社外	独立	取締役
7	再任	山下（やました） 修二（しゅうじ）	社外	独立	取締役
8	再任	堀内（ほりうち） 節郎（せつろう）	社外	独立	取締役
9	再任	西村（にしむら） 友伸（とものぶ）	社外		取締役

候補者番号 1 佐々木（ささき） 久衛（ひさえ） （1953年２月26日生） 再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年４月	東レ株式会社入社
2001年４月	同社テキスタイル開発センター所長
2004年６月	ISTEM社／ACTEM社（インドネシア）社長兼工場長
2007年10月	PENFABRIC社（マレーシア）副社長 生産担当
2009年６月	東レ株式会社繊維加工技術部長
2010年６月	同社取締役　生産本部高次加工技術・生産担当
2014年６月	同社常任理事　生産本部高次加工技術・生産担当
2018年６月	同社生産本部嘱託
2020年１月	東レ株式会社退職
2020年２月	当社経営企画室長
2020年６月	代表取締役社長
2024年６月	代表取締役会長（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　７／７回（100%）

■ 所有する当社株式の数　　76,455株

■ 取締役候補者とした理由

繊維加工技術部門における豊富な業務実績と、当社取締役としての経営経験を有していることから、今後の経済及び事業環境の変化に迅速に対応し、グローバルな視点から経営効率化を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 中山（なかやま） 大輔（だいすけ） （1969年10月６日生） 再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年４月	当社入社
2006年10月	国際営業部長兼市場開拓室長
2009年６月	執行役員　国際営業部長 兼マーケティング部門長補佐 兼ファッション企画室長
2011年６月	取締役　営業本部長補佐兼第１営業部門長
2013年２月	取締役　第１事業本部長
2014年６月	常務取締役　第１事業本部長
2017年１月	常務取締役　営業本部長兼営業企画室長
2017年９月	常務取締役　営業本部長兼国際営業部長
2019年６月	専務取締役　営業本部長兼国際営業部長
2020年４月	専務取締役　営業本部長
2023年６月	代表取締役専務　営業本部長
2024年６月	代表取締役社長　営業本部長
2025年４月	代表取締役社長（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　７／７回（100%）

■ 所有する当社株式の数　　78,357株

■ 取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務実績と、当社取締役として経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 米谷 俊泰（こめたに としやす） (1968年10月17日生) 再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月	当社入社
2009年 6 月	執行役員　関連事業本部長補佐
	兼小松精練（蘇州）有限公司副総経理
2012年 1 月	執行役員　生産本部長補佐兼第５工場長
2013年12月	執行役員　生産技術本部長補佐
	兼小松精練（蘇州）有限公司総経理
2017年 9 月	理事兼小松精練（蘇州）有限公司　董事長
2021年 2 月	理事
	兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司　董事長
2022年 1 月	執行役員
	兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司　董事長
2022年10月	執行役員　生産本部長代理兼第３製造部長
	兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司　董事長
2023年 4 月	執行役員　生産本部長
	兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司　董事長
2023年 6 月	取締役　生産本部長
	兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司　董事長
2024年 6 月	常務取締役　生産本部長
	兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司　董事長
	（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　7／7 回（100%）

■ 所有する当社株式の数　　40,988株

■ 取締役候補者とした理由

生産部門における豊富な業務実績やグローバルな経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4 小川 直人（おがわ なおと） (1957年4月6日生) 再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月	倉庫精練株式会社入社
2004年 6 月	同社取締役
2009年 6 月	同社常務取締役
2010年 6 月	同社代表取締役社長
2016年 6 月	倉庫精練株式会社退職
2016年 9 月	当社顧問
2017年 1 月	株式会社コマクソン代表取締役社長
	(2020年1月退任)
2019年 9 月	当社生産・技術開発本部付顧問
2019年10月	技術開発本部長
2020年 6 月	常務取締役　技術開発本部長
2024年 6 月	常務取締役　技術開発本部長
	兼管理本部長
2025年 4 月	常務取締役　技術開発本部長（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　7／7 回（100%）

■ 所有する当社株式の数　　25,303株

■ 取締役候補者とした理由

技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5 **中村 重之**（なかむら しげゆき）（1971年6月19日生） 新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月	当社入社
2013年 2 月	経理部長
2018年10月	内部監査室長兼審査室長
2019年10月	法務部長兼内部監査室長
2020年 2 月	管理副本部長兼法務部長兼内部監査室長
2020年 4 月	管理副本部長兼総務部長兼法務部長兼内部監査室長兼関連事業統轄室長
2020年 7 月	取締役　管理副本部長兼経理部長兼関連事業統括室長
2021年 4 月	取締役　管理本部長代理兼内部監査室長兼経理部長兼関連事業統括室長
2023年 4 月	取締役　経営企画室長(経営企画・関連事業統括)兼内部監査室長
2023年 6 月	上席執行役員　経営企画室長(経営企画・関連事業統括)兼内部監査室長（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　－

■ 所有する当社株式の数　21,940株

■ 取締役候補者とした理由

管理部門における豊富な知識と経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有し、現在は上席執行役員としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 6 **大西 洋**（おおにし ひろし）（1955年6月13日生） 再任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月	株式会社伊勢丹入社
2005年 6 月	同社執行役員経営企画部総合企画担当長
2008年 3 月	株式会社三越常務執行役員　百貨店事業本部MD統括部長 株式会社伊勢丹常務執行役員
2009年 6 月	株式会社伊勢丹代表取締役社長執行役員
2011年 4 月	株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員兼営業本部長
2012年 2 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員 株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
2018年 6 月	日本空港ビルデング株式会社取締役副社長執行役員 株式会社羽田未来総合研究所代表取締役社長執行役員（現任）
2021年 6 月	当社取締役（現任）
2023年 6 月	日本空港ビルデング株式会社代表取締役副社長執行役員（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　6／7回（86%）

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

百貨店を含む小売業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、BtoC事業経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

候補者番号 7 山下 修二（やました しゅうじ）（1955年7月25日生）

再任 | 社外 | 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月　株式会社小松製作所入社
1986年10月　米国小松製造株式会社
2000年10月　コマツインドネシア取締役　管理部長
2005年 4 月　小松山推建機総経理
2009年 4 月　株式会社小松製作所執行役員　小山工場長
2012年 4 月　同社執行役員　粟津工場長
2014年 4 月　同社常務執行役員　生産本部副本部長兼粟津工場長
2016年 4 月　同社常務執行役員　生産本部副本部長兼部品管理本部長
2018年 7 月　同社技術顧問（現任）
2022年 6 月　当社取締役（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　6／7 回（86%）
■ 所有する当社株式の数　0株
■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

グローバル企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏にはメーカーにおける経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

候補者番号 8 堀内 節郎（ほりうち せつろう）（1952年2月4日生）

再任 | 社外 | 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月　菅原・山田法律事務所入所
1991年 4 月　堀内法律事務所代表弁護士（現任）
2022年 6 月　当社取締役（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　7／7 回（100%）
■ 所有する当社株式の数　0株
■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

弁護士として培われた法律知識と幅広い見識から、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、同氏の知識や経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

候補者番号 9 西村 友伸（にしむら ともぶ）（1968年３月20日生） 再任 社外

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年４月	東レ株式会社入社
2005年４月	同社 婦人・紳士衣料事業部 ファッション織物第１課長
2010年３月	Penfabric Sdn. Berhad 極東部長兼アジア部長
2011年７月	同社 取締役
2014年７月	東麗即発(青島)染織股份有限公司 董事兼総経理
2018年４月	東レ株式会社 テキスタイル事業部門主幹
2020年１月	Penfabric Sdn. Berhad 副社長
2024年４月	東レ株式会社 テキスタイル事業部門長兼Toray Textiles Europe Ltd. 会長（非常勤）（現任）
2024年６月	当社取締役（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　５／６回（83%）

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

東レ株式会社で長年にわたり繊維部門に携わり、高度な専門知識を有しており、当社経営に対して有益な意見や指摘をしていただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、繊維事業における専門的な業務経験に基づき、客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

（注）１．各候補者と当社との間の特別の利害関係は以下のとおりであります。
西村友伸氏は、東レ株式会社のテキスタイル事業部門長であり、当社と同社との間には、製品の売買等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．大西洋、山下修二、堀内節郎、西村友伸の各氏は、社外取締役候補者であります。
３．大西洋、山下修二、堀内節郎、西村友伸の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
４．当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任又は選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告３．会社の役員に関する事項（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりであります。
５．独立役員の要件について
大西洋、山下修二、堀内節郎の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
６．社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
（1）大西洋氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。
（2）山下修二及び堀内節郎の両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年であります。
（3）西村友伸氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位
1	新任	米澤 和洋（よねざわ かずひろ）		監査役
2	新任	坂下 清司（さかした せいじ）	社外 独立	監査役
3	新任	横越 亜紀（よこごし あき）	社外 独立	監査役

候補者番号 1 米澤 和洋（よねざわ かずひろ） (1958年７月28日生)

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 ４月	当社入社
2006年 ３月	第３工場長
2010年 ２月	第１営業部門商品開発部長
2011年 ６月	執行役員　第１営業部門商品開発部長
2013年 ２月	執行役員　生産本部長代理（開発系）兼技術開発部長 兼商品開発部長
2014年 ６月	理事　生産本部長代理兼第７工場長
2016年 ３月	営業本部付開発担当部長（参事）
2018年 ５月	営業本部主幹（参事）
2020年 ２月	技術開発部長代理（参事）
2020年 ４月	販売促進部長（参事）
2020年12月	技術開発部長代理（参事）
2021年 ４月	商品開発推進部長代理（参事）
2022年 ６月	当社常勤監査役（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　７／７回（100%）

■ 所有する当社株式の数　　23,400株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

生産部門及び技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、十分な業務経験を有しており、公正的な立場から意見を述べ、監査役として業務執行に対する監査の役割を果たしております。これらの実績から、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 坂下 清司（さかした せいじ） (1958年２月２日生)

新任　社外　独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年10月	監査法人井上達雄会計事務所（現　有限責任　あずさ監査法人）入所
1988年 ３月	公認会計士登録（登録番号第9400号）
2003年 ５月	朝日監査法人（現　有限責任　あずさ監査法人）社員就任
2007年 ５月	あずさ監査法人（現　有限責任　あずさ監査法人）代表社員就任
2013年 ６月	有限責任　あずさ監査法人退所
2014年 ２月	北陸監査法人設立　代表社員就任（現任）
2016年 ６月	当社監査役（現任）
2020年 ６月	大同工業株式会社 取締役監査等委員（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　７／７回（100%）

■ 所有する当社株式の数　　０株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有し、また、監査法人の代表社員及び他の上場企業の社外監査役としての幅広い実績及び経験を活かし、公正的な立場から意見を述べ、監査役として業務執行に対する監査の役割を果たしております。これらの実績から、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 横越 亜紀（よこごし あき）（1971年９月４日生）

新任　社外　独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 ４月　株式会社北國銀行入行
2015年 ４月　同行　総合事務部事務統括課調査役
2017年 ４月　同行　マーケティング部チャネル統括課長
2020年 ４月　同行　マーケティング部上席推進役
2021年 ３月　同行　デジタル部長
2022年 ３月　株式会社北國フィナンシャルホールディングス執行役員人材開発部長
株式会社北國銀行　執行役員　人材開発部長
2023年 ３月　株式会社北國フィナンシャルホールディングス常務執行役員　人材開発部長
株式会社北國銀行　常務執行役員　人材開発部長
2024年 ６月　当社監査役（現任）
2025年 ３月　株式会社北國フィナンシャルホールディングス常務執行役員（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　６／６回（100%）

■ 所有する当社株式の数　０株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

人材育成戦略をはじめとする人的資本経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社経営に対するアドバイスや公正的な立場から意見を述べ、監査役として業務執行に対する監査の役割を果たしております。これらの実績から、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

(注) １．各候補者と当社との間の特別の利害関係は以下のとおりであります。
横越亜紀氏は、株式会社北國フィナンシャルホールディングス常務執行役員であり、その子会社である株式会社北國銀行と当社との間には定常的な銀行取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．坂下清司、横越亜紀の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．坂下清司、横越亜紀の両氏の選任が承認された場合、当社は坂下清司、横越亜紀の両氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
４．当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告３．会社の役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりであります。
５．独立役員の要件について
坂下清司、横越亜紀の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
６．監査等委員である社外取締役候補者が当社社外監査役に就任してからの年数
（1）坂下清司氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって９年であります。
（2）横越亜紀氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。

ご参考　選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

当社の取締役は、会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを確保しつつ、経営判断に優れた取締役により構成しており、意思決定の迅速化を踏まえ必要人員に絞った体制にしております。

また、取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、取締役候補者の指名及び選任に関する考え方と一致しております。

		企業経営	グローバル	営業マーケティング	生産技術開発	法務リスク管理	財務会計	労務人材開発	ESGサステナビリティ
取締役	佐々木 久衛	○				○	○		
	中山 大輔	○	○	○					
	米谷 俊泰		○		○				
	小川 直人				○				○
	中村 重之					○	○		
	大西 洋	○		○					
	山下 修二		○		○				
	堀内 節郎					○			
	西村 友伸		○	○					
監査等委員である取締役	米澤 和洋				○				
	坂下 清司						○		
	横越 亜紀							○	

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である社外取締役以外の補欠の監査等委員である取締役として奥谷晃宏氏、監査等委員である社外取締役の補欠の監査等委員である取締役として池水龍一氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位
1	奥谷　晃宏（おくや　てるひろ）			理事　技術開発本部長補佐
2	池水　龍一（いけみず　りゅういち）	社外	独立	－

候補者番号　1　奥谷　晃宏（おくや　てるひろ）（1963年５月23日生）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年４月	当社入社
2003年４月	第３工場長
2003年６月	取締役　技術開発本部長補佐
2006年６月	執行役員　技術開発本部長補佐
2009年10月	取締役執行役員　技術開発本部長
2011年７月	取締役　生産本部長代理兼第５工場長
2012年１月	取締役　技術開発本部長
2019年５月	取締役　生産技術開発本部長代理（環境担当）
2020年４月	理事　技術開発本部長代理兼環境推進室長
2022年１月	理事　技術開発本部長補佐
2023年10月	理事　技術開発本部長補佐 兼新規事業開発部長兼グリーン事業グループ長（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況　－

■ 所有する当社株式の数　55,075株

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、十分な業務経験を有していることから、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 いけみずりゅういち **池水 龍一** (1947年5月30日生)

社外 | 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4 月	佐藤公認会計士事務所入所
1972年 9 月	会計士補開業登録
1978年 3 月	公認会計士開業登録
1980年 2 月	税理士開業登録
1991年 1 月	有限会社池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役（現任）
2011年12月	さわやか税理士法人代表社員（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 －

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり公認会計士及び経営コンサルタントとしての業務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験と見識から、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断し、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）1．池水龍一氏は、有限会社池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役であり、当社と同社との間には、事業支援業務に関する契約を締結しております。なお、奥谷晃宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．池水龍一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3．池水龍一氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
4．当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。奥谷晃宏、池水龍一の両氏が監査等委員である取締役に就任された場合には両氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告３．会社の役員に関する事項（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりであります。
5．独立役員の要件について
池水龍一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年6月23日開催の第111期定時株主総会において、年額310百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額310百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告３．会社の役員に関する事項（４）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役(監査等委員である取締役を除く。)」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は９名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は９名（うち社外取締役４名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2023年6月23日開催の第111期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただいております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、以下のとおり、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、改めてご承認をお願いするものであります。なお、本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであり、実質的な内容は2023年6月23日開催の第111期定時株主総会においてご承認をいただきました内容と同一です。対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるべきことは、監査等委員会設置会社への移行後も変わらないことから、引き続き、かかる目的でこの報酬制度を運用することにしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとする。）とし、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告３．会社の役員に関する事項（４）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、当該方針につき、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。したがいまして、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は５名となります。また、当該議案が原案どおりに承認された場合、当社の執行役員及び理事に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を引き続き、運用する予定です。

本議案による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任（ただし、当社の執行役員を兼任している場合又は取締役を退くと同時に当社の執行役員又は理事に就任する場合には、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれでもなくなったことをもって「退任」とする。以下同じ。）する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
（2）譲渡制限の解除
当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記（3）②により本割当株式の全部又は一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
（3）本割当株式の無償取得
①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。
（4）組織再編等における取り扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、かかる譲渡制限解除直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（5）その他取締役会で定める事項
上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。
なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の増加もあり、緩やかな回復基調を維持しております。一方、地政学リスクの長期化、資源価格を含む物価の高騰、為替相場の変動に加え、アメリカの今後の政策や中国経済への懸念など、先行きは不透明な状況が続いています。

こうした経済環境のもと、当社事業については、国内向けは営業活動を強化した衣料分野を中心に堅調に推移し、海外においても、欧米、中東、アジア市場等への更なる拡販に努めました。その結果、国内・海外ともに売上は増加いたしました。また、多様に変化する市場ニーズにおいて、新たな需要を喚起するため、継続的に技術開発や新商品開発に挑み、当期におきましては４件の特許出願を進めてまいりました。

しかしながら、原燃料価格及び資材価格の高止まりや電力料金の値上げによる企業コスト上昇が利益を圧迫するマイナス要因となりました。この厳しい状況の下、省エネ、安価な燃料への転換、不良ロス削減、生産性向上等によるトータルコストダウンへの取り組みや、商品の品種転換及び高付加価値商品の導入に加え、販売価格への転嫁及び拡販による収益確保のための具体的な施策を実施いたしました。

また、当連結会計年度におきましては、ファッション分野で培った感性や技術を活かし、スポーツ、ユニフォーム分野を中心に当社主催による自社展示会「アクティブ素材展」を二度にわたり東京にて開催いたしました。本展示会では、40年の歴史がある高耐久・多機能なサステナブル素材「マーバス」のリニューアルバージョンや、裏材を使用しない２層構造による透湿防水素材「クアトローニ EX」を発表いたしました。

２月には、イタリア・ミラノにおいて世界最高峰の生地の展示会である「ミラノウニカ」へ、欧州企業以外では当社が初めて単独ブースで出展することが認められました。「ミラノウニカ」で当社はサステナブルな意識の高まりを反映し、環境配慮商品を中心に展開いたしました。

そのサステナブルな意識の高まりに対応すべく、当社はサステナブル専門部署「QES室」を新設し、品質保証（QualityAssurance）、環境・エネルギー（Environment&Energy）、及び安全防災（Safety&DisasterPrevention）に関わるさまざまな課題に先進的に取り組むための体制を整備いたしました。QES室は、年々増加している欧米ブランドを中心とした人権面・環境面・製品安全面についての要望について、欧米ブランドと主体的にコミュニケーションを取り、国際的なサステナブル経営への実現に向けた役割を担います。

さらに、当社独自の高次後加工技術「SY加工」が北米市場を主に国内外で好調となっており、2002年の上市以来、シワ感、リラックス感のある自然な風合いが好評となっております。当社では「SY加工」への高まる需要に対応すべく生産体制を増強するための設備投資を行い、生産及び販売体制の拡大を図りました。

加えて、中期経営計画に掲げる基盤強化策の一環として人的資本経営を実践していくため、福利厚生の充実を図りました。具体的には、当社の東京営業所をファッショントレンドの中心地である東京・青山の「ポーラ青山ビルディング」へ移転し、本社や工場オフィス、並びに構内福利厚生施設をリニューアルいたしました。このように当社は社員が働きやすく、モチベーションを高め、新たな職務にチャレンジしていける環境整備を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は395億26百万円（前期比7.8％増）、営業利益は21億81百万円（前期比17.5％増）、経常利益は28億38百万円（前期比7.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億34百万円（前期比59.2％増）となり、前期比増収増益となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

［繊維事業］

衣料ファブリック部門に関しては、市場の要求に応えられる付加価値の高い高感性・高機能素材や、環境配慮商品を国内外の市場に積極的に訴求し、拡大を進めてまいりました。当連結会計年度では、主に北米ファッション、中東民族衣装が海外向けの売上を牽引しました。なお、海外向けスポーツ分野が需要低迷した一方で、国内向けファッションが総じて増加したことから、当部門全体としては増収となりました。

資材ファブリック部門については、リビング分野において不採算事業から撤退したものの、車輌分野や生活関連資材分野で受注が増加し、当部門全体としても増収となりました。

製品部門におきましては、販売体制を強化し、自社製品ブランドの市場への浸透を図ったことにより増収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当事業の売上高は390億15百万円となりました。

［その他の事業］

物流分野の当連結会計年度の売上高は５億11百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度においては、製造関連投資を中心に16億58百万円の設備投資を行っております。なお、これらの所要資金は自己資金をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、物価上昇や原材料及びエネルギー価格の上昇が続いており、世界情勢が不安定な中において、先行き不透明な状況が続くことが想定されます。

このような足元の環境変化に即応する短期的な課題のみならず、当社グループは、2024年５月に発表しました中期経営計画「KFW-2026」で掲げた5つの中長期的な課題に対し、グループ一丸となって対応してまいります。

①海外事業の拡大

海外売上高の拡大のため、今まで培ったブランド力と実績を活かして新規市場開拓を続け、また、販売体制・拠点を整備し、衣料分野及び資材分野において国内市場も含めてグローバルな事業展開を推し進めてまいります。

②サステナブル商材･事業の推進

「小松マテーレ・サステナビリティ・ビジョン」に掲げた５つの課題への取り組みを加速させ、地球環境にかかわる課題については、社会・顧客のニーズに応えるべく優先的に取り組みます。また、環境配慮型素材群「マテレコ」の売上比率については2030年度に50%にまで拡大する目標達成のため、「環境負担低減」と「機能性」を両立させる素材の拡充を図り、新たな価値を創造します。

③製品事業の推進

創業以来培ってきた技術を用いた当社素材の感動を消費者に直接届けたいとの思いから、製品事業を推進してまいります。当社独自製品の付加価値を高めて収益への貢献度の向上を図ります。

④人材育成の強化とエンゲージメントの向上

社員の成長と働き甲斐を高め、社員が活き活きと最大限に能力を発揮するために多面的な切り口からエンゲージメント向上に取り組んでまいります。

⑤製造環境の整備、福利厚生面の充実

社員が効率的な業務を遂行できるような働きやすい職場環境づくりやＤＸを最大限に活用した生産体制の構築を真剣に取り組みます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第 110 期 (2022年３月期)	第 111 期 (2023年３月期)	第 112 期 (2024年３月期)	第 113 期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売上高 (百万円)	31,449	35,438	36,670	39,526
営業利益 (百万円)	1,593	1,605	1,856	2,181
経常利益 (百万円)	2,154	1,683	2,643	2,838
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,184	1,118	1,843	2,934
１株当たり当期純利益	52円26銭	27円86銭	46円03銭	73円42銭
純資産 (百万円)	35,839	35,878	37,937	39,701
総資産 (百万円)	47,600	47,548	49,998	53,026

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第 110 期 (2022年３月期)	第 111 期 (2023年３月期)	第 112 期 (2024年３月期)	第 113 期 (当事業年度) (2025年３月期)
売上高 (百万円)	27,452	30,096	31,506	34,033
営業利益 (百万円)	1,621	1,036	1,251	1,433
経常利益 (百万円)	1,941	976	1,748	1,964
当期純利益 (百万円)	1,950	611	1,248	2,372
１株当たり当期純利益	46円54銭	15円17銭	31円06銭	59円12銭
純資産 (百万円)	30,558	30,020	31,389	32,949
総資産 (百万円)	40,537	39,921	41,779	43,926

(5) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
小松美特料（蘇州）貿易有限公司	US$3,000,000	100.0	繊維製品、環境関連製品、繊維製品等の製造設備及び部品、染料・薬品の販売
株式会社コマクソン	90百万円	100.0	染色高次加工及びファブリック販売
株式会社コマツインターリンク	90	100.0	物流・物販及び繊維製品の企画製造販売
インターリンク金沢株式会社	50	100.0	繊維製品・環境関連商品の販売
吉田産業株式会社	30	80.0	経編ニット生地及びニット製品の製造販売
株式会社エヌエスケーエコーマーク	10	100.0	スポーツ及びアパレル衣料のマークのデザイン製作・二次加工

（注）2025年2月12日付で株式会社エヌエスケーエコーマークの株式を100%取得し、子会社といたしました。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
繊維事業	衣料ファブリック及び資材ファブリック並びに関連品の企画製造販売
その他の事業	主に物流事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年３月31日現在)

①当社

名　称	所在地
本社	石川県能美市
大阪営業所	大阪府大阪市
東京営業所	東京都港区
第２工場	石川県能美市
第３工場	石川県能美市
第５工場	石川県能美市
美川工場	石川県白山市

②子会社

名　称	所在地
小松美特料（蘇州）貿易有限公司	中国江蘇省蘇州市
株式会社コマクソン	石川県能美市
株式会社コマツインターリンク	石川県能美市
インターリンク金沢株式会社	石川県金沢市
吉田産業株式会社	福井県鯖江市
株式会社エヌエスケーエコーマーク	東京都新宿区

(8) 従業員の状況 (2025年３月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数
男性	725 名	48名 増
女性	478	38名 増
合計	1,203	86名 増

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	515 名	19名 増	38.9 歳	16.2 年
女性	320	5名 増	37.5	15.8
合計	835	24名 増	38.4	16.1

2．会社の株式に関する事項 （2025年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 100,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 43,140,999 株 （自己株式 3,351,004株を含む。）

(3) 株主数 6,385 名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
東レ株式会社	3,749 千株	9.42 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,566	8.96
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	3,534	8.88
株式会社北國銀行	2,001	5.03
小松マテーレ松栄会	1,805	4.53
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	1,357	3.41
日本生命保険相互会社	1,284	3.22
三井住友信託銀行株式会社	1,230	3.09
三谷産業株式会社	892	2.24
株式会社北陸銀行	863	2.17

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役、執行役員及び理事に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	35,138	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—
執行役員及び理事	20,206	9

3．会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年３月31日現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐々木　久　衛	代表取締役会長	
中　山　大　輔	代表取締役社長 営業本部長	
米　谷　俊　泰	常務取締役 生産本部長	
小　川　直　人	常務取締役 技術開発本部長兼管理本部長	
松　尾　千　洋	取締役	
大　西　　洋	取締役	日本空港ビルデング株式会社 代表取締役副社長執行役員 株式会社羽田未来総合研究所 代表取締役社長執行役員
山　下　修　二	取締役	株式会社小松製作所 技術顧問
堀　内　節　郎	取締役	堀内法律事務所 代表弁護士
西　村　友　伸	取締役	東レ株式会社 テキスタイル事業部門長 Toray Textiles Europe Ltd. 会長
米　澤　和　洋	監査役（常勤）	
坂　下　清　司	監査役	北陸監査法人 代表社員 大同工業株式会社　取締役監査等委員
横　越　亜　紀	監査役	株式会社北國フィナンシャルホールディングス　常務執行役員

（注）１．2024年６月21日開催の第112期定時株主総会において、西村友伸氏が取締役に、横越亜紀氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
２．取締役　大西洋、山下修二、堀内節郎、西村友伸の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
３．監査役　坂下清司及び横越亜紀の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
４．取締役　大西洋、山下修二、堀内節郎、監査役　坂下清司、横越亜紀の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
５．取締役　佐々木康次氏は、2024年４月１日をもって辞任いたしました。
６．監査役　根上健正氏は、2024年６月21日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって任期満了のため退任いたしました。
７．監査役　坂下清司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の全ての取締役及び当社の全ての監査役であり、また、当社が負う保険料全額のうち、株主代表訴訟に関する担保特約部分相当分を当該役員の自己負担としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の人数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）	
取　締　役 (うち社外取締役)	215百万円 (33百万円)	189百万円 (33百万円)	－	25百万円 (－)	10名 (５名)
監　査　役 (うち社外監査役)	20百万円 (５百万円)	20百万円 (５百万円)	－	－	４名 (３名)

（注）１．取締役の報酬等の額は、2023年６月23日開催の第111期定時株主総会において、年額310百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち社外取締役４名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2023年６月23日開催の第111期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額50百万円以内、株式上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は５名です。

２．当事業年度末現在の人員は、取締役９名（うち社外取締役４名）、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。

３．監査役の報酬等の額は、2007年６月28日開催の第95期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

１．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2024年６月21日開催の取締役会において決議いたしました。

２．決定方針の内容の概要

ア．基本方針

当社の取締役の報酬制度は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の助言を受けて、当社グループの連結業績、当社の株価、外部の報酬水準など客観的な視点を取り入れて設計しています。固定報酬としての「基本報酬」、グループ連結業績を反映した「業績連動報酬」及び株式報酬としての「譲渡制限付株式報酬」によって構成されています。

ただし、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、「基本報酬」のみとしております。

なお、上記の報酬委員会とは、年に１回以上開催され、社外取締役が過半数を占めるメンバーにより構成される任意の委員会を言います。

イ．基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び個人別業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ．業績連動報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針
　業績連動報酬は、役位及び連結営業利益を基準とした業績連動報酬額とし、月例の固定報酬に加算しております。
　企業利益と報酬の連動による事業の成長性と収益性を高めるための貢献意欲の向上を目的に、業績連動報酬の算定基準となる指標として、営業利益を採用しております。
エ．譲渡制限付株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針
　譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して取締役会決議に基づく金銭報酬債権を付与し、それを会社に現物出資させることで、原則として毎事業年度、取締役に当社の普通株式を発行又は処分することにより支給し、退任までの譲渡制限を付す株式報酬としております。金銭報酬債権額は取締役の役位に応じて決定し、１株当たりの金額は、株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値とします。
　譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。
オ．基本報酬額と業績連動報酬額、譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針
　取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとして、報酬委員会において検討を行い、報酬委員会の答申内容を尊重して、代表取締役が決定するものとしております。
カ．取締役の個人別報酬の決定に関する事項
　取締役の個人別報酬額決定については代表取締役に一任し、代表取締役がひとりひとりの成果や業績を評価し、報酬額を決定するものとしております。
　なお、代表取締役はその権限の行使にあたって、報酬委員会が制度の内容や報酬水準の客観性、妥当性等に関して検討、答申し、定めたプロセスに従うものとします。

３．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

４．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
　当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役会長佐々木久衛及び代表取締役社長中山大輔が取締役の個人別の報酬等の具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の額としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役　大西洋

ア．重要な兼職先と当社との関係

日本空港ビルデング株式会社の代表取締役副社長執行役員及び株式会社羽田未来総合研究所の代表取締役社長執行役員であり、両社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は86％であり、百貨店を含む小売業界における豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

②取締役　山下修二

ア．重要な兼職先と当社との関係

株式会社小松製作所の技術顧問であり、同社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は86％であり、グローバル企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

③取締役　堀内節郎

ア．重要な兼職先と当社との関係

堀内法律事務所の代表弁護士であり、同弁護士事務所は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100％であり、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

④取締役　西村友伸

ア．重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社のテキスタイル事業部門長及びToray Textiles Europe Ltd. 会長であり、東レ株式会社は当社の取引先であります。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は83％であり、企業経営の経験や繊維に関する専門的な知識を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑤監査役　坂下清司

ア．重要な兼職先と当社との関係

北陸監査法人の代表社員であり、同監査法人は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100％、監査役会への出席率は100％であり、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っています。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑥監査役　横越亜紀

ア．重要な兼職先と当社との関係

株式会社北國フィナンシャルホールディングスの常務執行役員であり、同社の子会社である株式会社北國銀行と当社の間には定常的な銀行取引はありますが、重要な取引その他の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100％、監査役会への出席率は100％であり、人材育成戦略をはじめとする人的資本経営に関する豊富な知識と経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っています。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

連結貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**25,885**	**流動負債**	**9,171**
現金及び預金	9,430	支払手形及び買掛金	5,508
受取手形	1,231	未払法人税等	645
売掛金	6,471	契約負債	131
有価証券	4,000	賞与引当金	770
商品及び製品	1,656	その他	2,114
仕掛品	948		
原材料及び貯蔵品	1,985	**固定負債**	**4,153**
その他	182	退職給付に係る負債	3,506
貸倒引当金	△20	その他	647
固定資産	**27,140**		
有形固定資産	**8,009**	**負債合計**	**13,324**
建物及び構築物	2,687	**（純資産の部）**	
機械装置及び運搬具	2,363	**株主資本**	**37,458**
土地	2,307	資本金	4,680
建設仮勘定	66	資本剰余金	4,610
その他	584	利益剰余金	31,998
		自己株式	△3,830
無形固定資産	**1,800**		
のれん	303	**その他の包括利益累計額**	**2,100**
その他	1,496	その他有価証券評価差額金	1,984
		為替換算調整勘定	93
投資その他の資産	**17,331**	退職給付に係る調整累計額	22
投資有価証券	16,185		
繰延税金資産	908		
その他	382	**非支配株主持分**	**142**
貸倒引当金	△145		
		純資産合計	**39,701**
資産合計	**53,026**	**負債純資産合計**	**53,026**

連結損益計算書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**39,526**
売上原価		31,165
売上総利益		**8,360**
販売費及び一般管理費		6,179
営業利益		**2,181**
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	194	
為替差益	24	
持分法による投資利益	351	
その他	130	754
営業外費用		
支払利息	3	
貸倒引当金繰入額	58	
その他	35	96
経常利益		**2,838**
特別利益		
固定資産売却益	83	
投資有価証券売却益	954	
投資有価証券償還益	101	
関係会社清算益	711	1,850
特別損失		
固定資産除却損	820	
投資有価証券評価損	0	
災害損失	33	
資産除去債務履行差額	14	868
税金等調整前当期純利益		**3,820**
法人税、住民税及び事業税	938	
法人税等調整額	△70	867
当期純利益		**2,952**
非支配株主に帰属する当期純利益		**18**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,934**

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

小松マテーレ株式会社　監査役会

監 査 役（常勤）　米 澤 和 洋 ㊞

社外監査役　坂 下 清 司 ㊞

社外監査役　横 越 亜 紀 ㊞

以　上

株主総会 会場のご案内

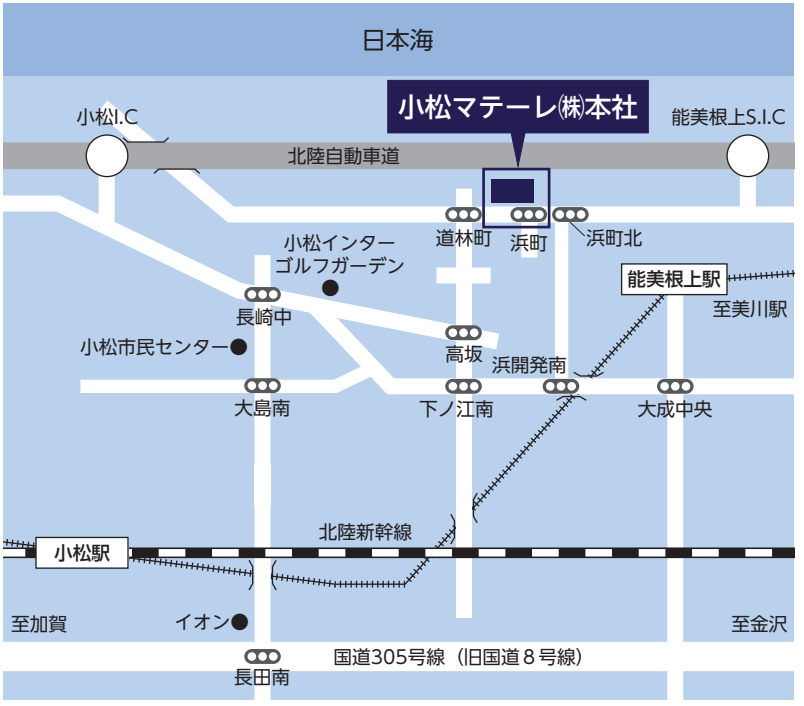

会場　石川県能美市浜町ヌ167番地　小松マテーレ株式会社　本社

アクセス

＜お車でお越しの場合＞
- 能美根上S.I.Cより 車で５分
- 小松I.Cより 車で５分

（本社棟横の駐車スペースをご利用いただけます。）

＜公共交通機関でお越しの場合＞
- 能美根上駅より 徒歩20分
- 小松駅より タクシーで15分
- 小松空港より タクシーで15分

komatsumateRe

電子提供措置の開始日2025年５月29日

第113期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

■ 事業報告
４．会計監査人の状況…… 47頁

５．会社の体制及び方針…… 48頁

■ 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書、連結注記表…… 51頁

■ 計算書類
貸借対照表、損益計算書、
株主資本等変動計算書、個別注記表…… 60頁

■ 監査報告書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書…… 67頁
計算書類に係る会計監査人の監査報告書…… 69頁

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

小松マテーレ株式会社

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬等の額	28百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、又はその必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

ア．当社及び当社グループ各社は、企業理念に基づき、倫理・コンプライアンスの基本指針、行動規範を制定する。

イ．担当部署の設置と担当取締役を任命する。また、コンプライアンス委員会を設置し、基本方針、実施計画・監視活動の枠組み、及び重要な違反等について審議・決定する。

ウ．社員が直接に報告・通報する相談窓口を設ける。通報を受けたコンプライアンス担当部署はその内容を調査し、再発防止策を協議・決定の上、実施する。

エ．当社及び当社グループ各社は、企業の社会的責任及び企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役の職務執行に係る文書等（電磁的記録を含む）を社内規程に基づき、担当職務に従い適切に保存し管理する。また、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．経営環境・企業戦略に対応したリスク管理規程を制定し、リスク管理責任部署及び統括責任者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。また、リスク管理委員会を設置し、取締役を構成員とする経営会議において、リスク管理の基本方針、統制活動・監視活動の方針等を審議・決定する。

イ．内部監査部門は、リスク管理責任部署及びグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、結果を管理部門担当取締役及び監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．意思決定の妥当性を確保するため、取締役のうち少なくとも１名は独立した社外取締役とする。

イ．取締役会は、取締役会が定める経営管理機構、業務執行を担当する取締役・理事等の職務分掌・責任権限に基づき、各業務担当取締役・執行役員・理事に業務の執行を行わせる。

ウ．取締役会による、中期計画の策定、中期計画に基づく事業部門毎の業績目標と年次予算の設定及び、月次・四半期業績管理の実施等の具体的対応等により、取締役の職務執行の効率化を図る。

エ．取締役を主な構成員とする経営会議を設置し、当該会議構成員による当社及び当社グループへの定期的なレビューよりグループ各社の業績目標と年次予算の設定及び業績管理を実施する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．内部統制の構築については、当社の内部統制担当部署が、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

イ．当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を担当部署及び責任者に報告し、担当部署は内部統制の改善策の指導・助言を行う。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

ア．適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制に関する規程を定めるとともに、体制整備と有効性向上を図る。

イ．内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行うものとする。主管部門及び監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講ずる。

⑦監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査役は、内部監査部門及び管理担当部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を直接に命令することができる。

イ．監査役は職務の遂行上必要な場合、前項の社員を取締役から独立させて業務を指示させることができる。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役へ報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及びコンプライアンス上の重要な事項について、重大な事実を発見した場合には速やかに監査役会に対し報告を行う。

ウ．イ．に関する報告を行ったことを理由に当社及び子会社の取締役及び使用人等は何ら不利益を受けない。

⑨その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性・客観性を確保する。

イ．監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等を活用できる。

ウ．イ．の費用は会社が負担するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は内部監査として、内部監査部門の専任部署を設け、国内外の拠点及びグループ企業における業務・運営の適切性、効率性を中心に内部監査を実施し、監査結果その他の情報は定期的に、また必要に応じて代表取締役社長に報告されております。

また、監査役監査につきましては、監査役３人（常勤監査役１人）が実施しており、監査役は取締役会をはじめ社内の各重要会議に出席しております。また内部監査部門と協力し、各拠点の監査も行っております。会計監査人とは四半期毎の会計監査報告会など定期的な打合せを行っており、会社の内部体制、取締役の職務執行などに対し十分な監視機能を有しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。今後の事業拡大のための設備投資等に必要となる内部留保の確保、財務状況、将来の業績などを総合的に勘案し、配当を実施いたします。連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純利益の40％以上を目安としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,680	4,631	29,972	△3,533	35,750
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△885		△885
親会社株主に帰属する当期純利益			2,934		2,934
自己株式の取得				△433	△433
自己株式の処分		△44		136	91
自己株式処分差損の振替		24	△24		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△20	2,025	△297	1,707
当期末残高	4,680	4,610	31,998	△3,830	37,458

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,544	507	4	2,056	130	37,937
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△885
親会社株主に帰属する当期純利益						2,934
自己株式の取得						△433
自己株式の処分						91
自己株式処分差損の振替						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	440	△413	17	44	11	56
連結会計年度中の変動額合計	440	△413	17	44	11	1,763
当期末残高	1,984	93	22	2,100	142	39,701

連 結 注 記 表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　　６社

連結子会社の名称　　小松美特料（蘇州）貿易有限公司、㈱コマクソン、㈱コマツインターリンク、インターリンク金沢㈱、吉田産業㈱、㈱エヌエスケーエコーマーク

当連結会計年度において、2025年２月に㈱エヌエスケーエコーマークの株式を100％取得したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった小松精練（蘇州）有限公司は、清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。

（2）非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数　　１社

非連結子会社の名称　合同会社アマイケ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数　　２社

持分法を適用した関連会社の名称　　㈱トーケン、根上工業㈱

（2）持分法を適用しない非連結子会社の数及び名称
持分法を適用しない非連結子会社の数　　１社
持分法を適用しない非連結子会社の名称　合同会社アマイケ
持分法を適用しない理由
　持分法を適用しない非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項
　㈱コマクソン他連結子会社５社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

４．会計方針に関する事項
（1）重要な資産の評価基準及び評価方法
①　有価証券
満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
②　デリバティブ
時価法
③　棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商　品 …… 主として移動平均法
製　品 …… 主として個別法
仕掛品 …… 主として個別法
原材料 …… 主として移動平均法
貯蔵品
個別法による原価法によっております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

（4）重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの主要な事業である繊維事業では、染色加工並びに繊維製品の製造及び販売を行っており、これらの製品の販売においては、顧客との契約に基づいた一時点で支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断しております。具体的には、国内取引のうち、顧客との契約により、一定単位の染色加工を行い、検査が完了することにより請求権が発生する場合は当該時点（検査完了時点）、それ以外は、出荷時点で収益を認識しております。また、海外への輸出取引については、製品の船積時点に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給により顧客から支給される原材料の加工取引については、顧客から受け取る対価の額から当該顧客に支払う額を控除した純額により収益を認識しております。

対価は通常、履行義務の充足から概ね６ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

（5）のれんの償却に関する事項

５年間の定額法により償却しております。

（6）その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び理事に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されておりますが、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額	34,846百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	43,140,999株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	402百万円	利益剰余金	10.00円	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	483百万円	利益剰余金	12.00円	2024年 9月30日	2024年 11月29日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	517百万円	利益剰余金	13.00円	2025年 3月31日	2025年 6月23日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取り組み

当社グループは、資金運用については元本リスクの低い債券並びに銀行預金に限定しております。

（2）金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。外貨建ての営業債権は、為替変動リスクがありますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクがありますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、満期保有目的の債券については、主に格付けの高い債券を対象とすることにより、信用リスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、支払期日が1年以内であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,999	1,974	△25
その他有価証券	7,903	7,903	—
資産計	9,903	9,877	△25
（2）デリバティブ取引（※3）	0	0	—

（※1）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「有価証券（譲渡性預金）」「支払手形及び買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「（1）投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,438
関係会社株式	4,843

（※3）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しており、合計で正味の債務となる場合については、（ ）で示しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,254	—	—	6,254
社債	—	1,649	—	1,649
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
資産計	6,254	1,650	—	7,904

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,974	—	1,974
資産計	—	1,974	—	1,974

（注） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。また、社債は取引先の金融機関から提示された価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約は金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	繊維事業	その他の事業	計
衣料ファブリック	29,030	—	29,030
資材ファブリック	8,556	—	8,556
製品部門	1,429	—	1,429
その他	—	511	511
顧客との契約から生じる収益	39,015	511	39,526
外部顧客への売上高	39,015	511	39,526

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）４．会計方針に関する事項（４）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　998円19銭
１株当たり当期純利益　　73円42銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**20,578**	**流動負債**	**7,520**
現金及び預金	5,140	買掛金	5,088
受取手形	1,141	未払金	368
売掛金	5,995	未払費用	379
有価証券	4,000	未払法人税等	449
商品及び製品	1,419	預り金	34
仕掛品	741	賞与引当金	718
原材料及び貯蔵品	1,796	その他	482
前払費用	20		
その他	340		
貸倒引当金	△16	**固定負債**	**3,456**
		退職給付引当金	3,079
固定資産	**23,348**	その他	376
有形固定資産	**6,262**		
建物	2,120		
構築物	129	**負債合計**	**10,977**
機械及び装置	2,007	（純資産の部）	
車両運搬具	21	**株主資本**	**30,981**
工具、器具及び備品	496	資本金	4,680
土地	1,420		
建設仮勘定	66	資本剰余金	4,720
		資本準備金	4,720
無形固定資産	**1,421**		
ソフトウェア	68	利益剰余金	25,313
その他	1,352	利益準備金	746
		その他利益剰余金	24,566
投資その他の資産	**15,664**	圧縮積立金	116
投資有価証券	11,320	繰越利益剰余金	24,450
関係会社株式	3,205		
関係会社長期貸付金	378	自己株式	△3,733
出資金	0		
破産更生債権等	2	**評価・換算差額等**	**1,968**
長期前払費用	13	その他有価証券評価差額金	1,968
繰延税金資産	670		
その他	143		
貸倒引当金	△70		
		純資産合計	**32,949**
資産合計	**43,926**	**負債純資産合計**	**43,926**

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**34,033**
売上原価		27,045
売上総利益		**6,987**
販売費及び一般管理費		5,554
営業利益		**1,433**
営業外収益		
受取利息	14	
有価証券利息	25	
受取配当金	471	
為替差益	4	
その他	118	634
営業外費用		
支払利息	3	
その他	99	103
経常利益		**1,964**
特別利益		
固定資産売却益	82	
投資有価証券売却益	954	
投資有価証券償還益	101	
関係会社清算益	742	1,880
特別損失		
固定資産除却損	824	
投資有価証券評価損	0	
災害損失	31	
資産除去債務履行差額	14	870
税引前当期純利益		**2,975**
法人税、住民税及び事業税	610	
法人税等調整額	△8	602
当期純利益		**2,372**

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,680	4,720	20	4,741	746	123	22,980	23,850
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△885	△885
当期純利益							2,372	2,372
自己株式の取得								
自己株式の処分			△44	△44				
自己株式処分差損の振替			24	24			△24	△24
圧縮積立金の取崩						△6	6	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	△20	△20	－	△6	1,470	1,463
当期末残高	4,680	4,720	－	4,720	746	116	24,450	25,313

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,436	29,835	1,553	1,553	31,389
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△885			△885
当期純利益		2,372			2,372
自己株式の取得	△433	△433			△433
自己株式の処分	136	91			91
自己株式処分差損の振替		－			－
圧縮積立金の取崩		－			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			415	415	415
事業年度中の変動額合計	△297	1,145	415	415	1,560
当期末残高	△3,733	30,981	1,968	1,968	32,949

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

（2）デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …… 時価法

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商　品 …… 移動平均法

製　品 …… 個別法

仕掛品 …… 個別法

原材料 …… 移動平均法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）
　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産
　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
　売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金
　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（3）退職給付引当金
　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
　なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の主要な事業である繊維事業では、染色加工並びに繊維製品の製造及び販売を行っており、これらの製品の販売においては、顧客との契約に基づいた一時点で支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断しております。具体的には、国内取引のうち、顧客との契約により、一定単位の染色加工を行い、検査が完了することにより請求権が発生する場合は当該時点（検査完了時点）、それ以外は、出荷時点で収益を認識しております。また、海外への輸出取引については、製品の船積時点に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給により顧客から支給される原材料の加工取引については、顧客から受け取る対価の額から当該顧客に支払う額を控除した純額により収益を認識しております。

対価は通常、履行義務の充足から概ね６ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（１）関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び理事に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額	28,897百万円
2．関係会社に対する短期金銭債権	403百万円
3．関係会社に対する短期金銭債務	391百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,836百万円
仕入高	3,739百万円
営業取引以外の取引高	44百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

事業年度の末日における自己株式の数　　普通株式　　3,351,004株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
無形固定資産	256百万円
賞与引当金	219
未払事業税	39
貸倒引当金	27
退職給付引当金	967
投資有価証券評価損	14
その他	107
繰延税金資産小計	1,631
評価性引当額	△62
繰延税金資産合計	1,569
繰延税金負債	
圧縮積立金	△53
その他有価証券評価差額金	△845
繰延税金負債合計	△899
繰延税金資産の純額	670

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	828円09銭
１株当たり当期純利益	59円12銭

独立監査人の監査報告書

2025年５月８日

小松マテーレ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高野浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧野敏幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小松マテーレ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない
連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要
因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月８日

小松マテーレ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高野浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　牧野敏幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ
　とが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上